

公的年金とリタイアメントプランニング



Q 定年後、年金だけで悠々自適に暮らせますか?

A 人生100年時代には、年金だけでゆとりある老後を迎えることは、ますます難しい状況になります。年金の仕組みを理解するとともに、老後に向けて若いときからしっかりと考えてコツコツ準備し、貯蓄等で不足分を補うことを考えていきましょう。

▶ いろいろある年金制度の違い

年金制度とは、加入者が毎月保険料を支払うかわりに、老後は年金としてお金を受け取ることができる仕組みです。日本の年金制度は複数ありますが、年齢や働き方によって加入できる年金の種類が異なります。

① 年金制度の種類

①国民年金

原則、日本に住む20歳以上60歳未満で、国内に住所のある人が加入対象です。また、50歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度もあります。離職中などで保険料の納付が難しい場合は申請しましょう。

20歳 ~ 60歳 65歳 **第1号被保険者・第3号被保険者**

加入期間 40年 (最低10年) **老齢基礎年金**
満額でおよそ80万円弱/年

※必要な加入期間は2017年8月から10年となりました。
※第1号被保険者とは、自営業者、20歳以上の学生、無職、農林水産従事者、厚生年金保険に加入しないパート・アルバイト、およびこれらの配偶者。
※第3号被保険者とは、会社員・公務員の配偶者で専業主婦(夫)および厚生年金保険に加入しないパート・アルバイト。

②厚生年金保険

主に、会社に勤める人や公務員が加入する年金です。保険料は給与から天引きされます。

~ 60歳 65歳 **第2号被保険者**

加入期間 **老齢厚生年金**
老齢基礎年金

※第2号被保険者とは、会社員、公務員、厚生年金保険に加入しているパート・アルバイト。
※老齢厚生年金は、被保険者期間が1ヵ月以上あれば受け取れます。

※老齢基礎年金(国民年金)と老齢厚生年金(厚生年金保険)は、制度発足時は60歳からの支給開始でしたが、段階的に65歳からの支給開始に引き上げられています。昭和36年4月2日以降生まれ(男性)、昭和41年4月2日以降生まれ(女性)は老齢基礎年金、老齢厚生年金共に65歳からの支給です。

③国民年金基金

国民年金に上乗せすることができる、第1号被保険者のための任意加入の公的年金制度です。

④企業年金

会社が社員に年金を支給するための上乗せ年金です。厚生年金基金、確定給付企業年金などがあります。

⑤ 各年金の支給要件・支給開始年齢

	支給要件	支給開始年齢	保険料(掛金)納付
国民年金	10年以上の加入期間	65歳	全額本人負担
厚生年金保険	老齢基礎年金の受給資格があり、かつ被保険者期間が1ヵ月以上	65歳	本人と事業主の折半または本人と国や地方公共団体の負担

◆保険料免除について

- ・納付猶予制度は、学生を除く50歳未満の人で本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合に、申請することにより国民年金保険料の納付が猶予されます。
- ・産前産後・育児休業期間中の厚生年金保険料の納付免除は、産前産後休業期間中および満3歳未満の子を養育するための育児休業等の期間、事業主の申し出により、本人および事業主とも健康保険・厚生年金保険の保険料の納付が免除されます。なお、国民年金第1号被保険者についても、産前産後期間の国民年金保険料は一定期間免除されます。

⑥ 必ずチェックすべき「ねんきん定期便」

過去の保険料納付実績と将来の年金見込み額に関する情報を加入者に伝える手段として、2009年4月から毎年1回、誕生日に送付されています。特に、35歳、45歳、59歳の方は、過去全期間の年金加入状況が付記されているため、必ず確認し、将来のビジョンを描く際に役立てましょう。

2020年度「ねんきん定期便」(50歳未満)オモテ

照会番号 公務員共済の加入者番号 私立共済の加入者番号 ※お問い合わせの際は、照会番号をお伝えください。

①保険料を納付していた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が標準よりも増額しています。
※今後も保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
②年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。※年金支給を遅らせた場合、年金額が増加します。(70歳を過ぎた場合は、65歳と比較して最大4%増)

大切なお知らせ(平成31年度)「ねんきん定期便」です。必ず中身をご確認ください。ねんきん定期便に印刷されているアクセスキーは、必ずお持ちください。

お客様へのお知らせ

① 最近の保険料納付状況(国民年金の納付状況、厚生年金保険の納付状況)

ライフプランを描いてみる

給与明細書・源泉徴収票の見方

消費と貯蓄・投資

お金を借りる、お金を返す

コラム1 インターネットを活用したパーソナルファイナンス

コラム2 消費者トラブルに遭わないために

公的保険と民間保険・共済商品

公的年金とリタイアメントプランニング

コラム3 金融経済の基本を理解する

ライフイベント表・キャッシュフロー表を作成する

みんなのトーク

えー老後って、そんなにお金がいるの?悠々自適が夢だったのに...

年金制度、ホントに大丈夫?政治家、しっかりしてくれよ!

しょうがないよ、少子化なんだから。みんなて大家族、目指そう笑!

人生 確定拠出年金、始めたよ☆自分の未来は自分でやる!カッコくない!?

国民年金の納付猶予制度、ワタシ知らなかった...

公的年金とリタイアメントプランニング

2020年度「ねんきん定期便」(50歳未満) ウラ

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか?

○「ねんきんネット」の便利な機能
 ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 ・全期間の年金記録の確認
 ・通知書の再交付申請 など

○24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を最新の状態でご利用下さい。

○基礎年金番号と「お客様のアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録下さい。
 ※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで「ねんきんネット」検索 QRコードでスマートフォンでのご利用登録は、QRコードで

お問い合わせ先
 「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
0570-058-555
※0500から始まる電話でお掛けになる場合は ☎0700-1144

受付時間 月 曜日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 土曜日 午前9:30～午後1:00

※窓口、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
 ※月曜日が祝日の場合は、翌期日は午後7:00まで。

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (厚生年金保険料) 円
 (2) 厚生年金保険料 (後払保険料) 円
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円
 私学共済厚生年金期間 円
 (1)と(2)の合計 円

この定期便は、下記情報のデータで作成しています。
 納付履歴がデータに反映するまで日割の分がここに表示されます。

国民年金番号 厚生年金番号 国民年金記録番号 国民年金記録番号
 「ねんきん定期便」の見方は
 ねんきん定期便 見方 検索

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の支給資格期間が必要です)

国民年金 (a)	厚生年金 (b)	船員保険 (c)	年金加入期間合計 (国民年金等) (a+b+c)	公務員保険期間 (d)	受給資格期間等 (a+b+c+d)
月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月	月 月 月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険料計		

3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金 円
 (2) 老齢厚生年金 円
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円
 私学共済厚生年金期間 円
 (1)と(2)の合計 円

お客様のアクセスキー
 ※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3か月です。

右のマークは
 自分で自分の
 方のための
 番号コードです。

- ② これまでの保険料納付額 (国民年金、厚生年金保険、合計)
 - ③ これまでの年金加入月数
 - ④ これまでの加入実績に応じた年金額 (老齢基礎年金額、老齢厚生年金額、合計)
- 詳しくは、日本年金機構ホームページへ <https://www.nenkin.go.jp/>

老後の生活資金を賅う手段

	令和元年	平成28年	平成25年
公的年金	86.7	87.5	86.5
企業年金・退職金	41.9	40.5	39.5
個人年金保険	33.4	33.3	30.6
変額個人年金保険	9.3	8.3	9.5
損保の年金型商品	5.4	4.2	4.6
生命保険	11.4	12.7	12.1
預貯金	69.6	70.4	67.1
有価証券	8.2	7.5	7.2
不動産による収入	5.8	3.8	3.9
老後も働いて得る収入	22.3	18.0	17.7
子どもからの援助	1.6	2.4	2.4
その他	0.4	0.8	0.9
わからない	3.2	3.0	3.1

(複数回答、単位：%)

(出典) [生活保障に関する調査 令和元年度] (公益財団法人 生命保険文化センター)

自分で運用していく「確定拠出年金」

確定拠出年金とは、企業や個人が任意で加入する私的年金です。毎月一定額の掛金を拠出して、加入者自らが運用します。掛金とその運用した収益との合計額をもとに年金給付金が決定されるため、運用実績次第で将来、年金などで受け取る金額が変わる仕組みになっています。企業型と個人型があり、企業型の掛金は、会社が負担するタイプ、会社と個人双方が負担するタイプなどがあります。税制面で様々な優遇措置があるのが特徴です。

確定拠出年金のメリットとデメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・税制面での優遇措置がある。 ・転職の際に移管できる。 ・現在の残高が確認できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則60歳まで取り崩せない。 ・運用責任を負う。 ・将来の年金額が確定しない。

年金だけでは厳しい、リタイア後の暮らし

「老後の暮らしには1億円くらい必要！」などという話を耳にしたことがあるかもしれません。現在の高齢者生活水準は、夫婦世帯でおよそ27万円/月、単身世帯でおよそ15万円/月となっています(総務省家計調査年報 2019年家計の概要より)。例えば65歳で定年退職した後、90歳までの期間を想定してみると、夫婦世帯で8,100万円、単身世帯で4,500万円が必要になる計算です。しかし、この金額をすべて貯蓄で賅う必要はありません。現役時代をしっかり年金保険料を支払ってれば、老後は老齢年金を受け取れます。老齢年金は、夫婦世帯でおよそ22万円/月、単身世帯でおよそ12万円/月支給されています。つまり、65歳から90歳までの年金受給額の合計は、夫婦世帯でおよそ6,600万円、単身世帯でおよそ3,600万円となります。この数字は、老後の暮らしが年金だけで厳しいという現実を示す一方、物価上昇を考慮しなければ、夫婦世帯でおよそ1,500万円、単身世帯でおよそ900万円の貯蓄をすることで、暮らしていくことができるというわけです。

実際には、住宅費用は賃貸と持ち家で分かれるなど、ケースバイケースで大きな差があります。特に、人生の三大支出では、教育費にかかわる将来の家族計画、住宅費にかかわる住宅取得計画、老後の生活にかかわる老後資金計画など、早めに無駄なく準備することが必要です。

老後の生活資金は、大半の人が公的年金に頼ることになります。公的年金制度は、老後の保障だけでなく、亡くなったときの遺族保障や障害状態になったときの生活保障にもなる大切なものです。ただし、安心して老後の生活を送るためには、決して十分とはいえません。公的年金のほかにも、会社の退職金や確定拠出年金制度、生命保険会社の個人年金保険などで準備できます。将来困らないように、しっかりプランニングしていきましょう。

	企業型	個人型 (iDeCo)
加入できる人	企業型年金を導入している企業の従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業者、学生など (20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者) ・会社員 (一定の要件あり)、公務員など ・専業主婦・パートタイム労働者など
掛金の拠出	会社からの拠出に加え、規約に定められている場合は従業員からの拠出も可能	個人からの拠出のみ
掛金の税制優遇	会社拠出分：税金・社会保険料の対象外 加入者拠出分 (マッチング拠出※)：全額所得控除	全額所得控除
運用時の優遇措置	運用期間中の収益は非課税	
受取時期	原則 60歳以降	

※マッチング拠出について
 「マッチング拠出」は、会社が資金を負担する通常の確定拠出年金に上乗せして、自分で資金を拠出できるしくみです。自分で資金を拠出した分は所得控除の対象となり、控除された所得額に税率を乗じた金額分の税金が安くなります。例えば、税率10%の人なら、拠出額に対して10%にあたる金額分の税金の負担が軽くなることになります。